

平成25年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
報告第 5 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（平成25年度宝塚市一般会計補正予算（第3号））	承認 （全員一致）	9月13日
議案第 93 号	平成25年度宝塚市一般会計補正予算（第4号）	可決 （賛成多数）	
議案第 94 号	平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第 95 号	平成25年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第 96 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 97 号	宝塚市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 115 号	和解することについて	可決 （全員一致）	
請願第 27 号	消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出していただく請願	不採択 （賛成少数）	

審査の状況

① 平成25年9月10日 (議案審査)

・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

② 平成25年9月13日 (議案審査)

・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

③ 平成25年10月7日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
大川 裕之 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成25年度宝塚市一般会計補正予算(第3号))

議案の概要

平成25年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,600万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ720億1,264万3,000円とするため、平成25年7月19日に専決処分したもの。

歳出予算は、市庁舎火災対策事業及び市庁舎火災復旧事業を計上するもの。

歳入予算は、繰入金において財政調整基金とりくずしを、市債において市庁舎火災復旧事業債を増額するもの。

論 点 1 補正予算の妥当性

<質疑の概要>

問1 補正予算2億6,600万円のうち、保険で補填される分は。

答1 建物については1億6,800万円、備品については4,709万3千円、計2億1,509万3千円を上限に保険で補填される。全て対象となった場合の補填率は80.9%。対象外のものが出てくれば、補填率はもう少し下がる。

問2 国から交付税などの補填はあるのか。

答2 共済会の保険の対象とならないもののうち、市債を発行した分については元利償還金のみが普通交付税の対象となる。また市債対象外事業については特別交付税の対象となり、その額の80%を上限に補填される。

問3 交付税について、関係機関との協議は始まっているのか。

答3 特別交付税については、県から照会が来ており、9月中には報告する予定。普通交付税については、市債を発行した後に算定するため、来年以降報告する予定としている。

問4 市民や外部から義援金等は寄せられているのか。

答4 7月末の時点で、約200万円の寄附金をいただいている。内150万円分については、福島県須賀川市や須賀川市議会などからのものとなっている。

問5 災害復旧に関しては、市債や交付税又は保険の形で、市民や国民全体にも負担をしていただくことになるため、出来るだけ費用を最小限にとどめるべき。庁舎の復旧に耐火素材を使うのは余分な費用がかかることになると思うが、その方向性で検討しているのか。

答5 防火シャッターについては、建築基準法の改正に基づき危害防止機構付きへと変更する計画となっている。それ以外については、原則、原型復旧にとどめる方向で発注している。

問6 ネットワーク復旧作業契約は、もう予算執行しているのか。

答6 火災の影響で庁舎1階事務室を3階に臨時移転させた分については、予備費で既に執行。復旧後の12月に予定している、3階から1階へ事務所を戻す際の契約は未実施の状態。

問7 増員された警備員2名のうち、1名は庁内パトロールのために増員されているが、その効果が疑問。本当に必要か。

答7 事件が起こった後、職員の動揺に対して一定の対応をする考えから臨時的に増員をした。今後、あらゆる視点からその必要性を検討したい。

論点2 専決処分について

<質疑の概要>

問1 専決処分の緊急性はあったのか。

答1 市民サービスに一定支障が出ており、どうしても早急に業務を通常どおり復旧したいと考えた。事件が起きた7月から通常の9月定例会まで何も作業をしないわけにはいかないと考え、専決の判断をした。

問2 専決処分以外に、予備費で対応した分についての報告がないが、その額は。

答2 1,023万3千円を予備費から執行。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 承認（全員一致）

平成25年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 平成25年度宝塚市一般会計補正予算(第4号)

議案の概要

平成25年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,070万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ720億2,334万3,000円とするもの。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を、それぞれ計上するもの。

歳出予算の主なものは、宝塚ガーデンフィールズ跡地利活用検討事業、防犯事業、児童福祉総務事業、私立保育所建設等整備費助成事業、生活保護事業、宝塚歌劇100周年記念事業、市庁舎火災対策事業を増額する一方、執行額の確定に伴う執行残などを減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では自立支援給付費負担金の過年度分を、県支出金では乳幼児等医療費助成事業補助金の過年度分を、寄附金では市庁舎火災復旧に対する寄附金を、諸収入では消防団員退職報償金受入金を、市債では中学校施設整備事業債を増額する一方、国庫支出金では女性のためのがん検診推進事業補助金を、寄附金では一般寄附金を、繰入金では公共施設等整備保全基金とりくずしを減額しようとするもの。

繰越明許費では、共同利用施設管理事業の中山寺会館耐震改修工事費を設定しようとするもの。

債務負担行為の補正では、休日応急診療所等整備設計委託料、市営住宅指定管理料、(仮称)花屋敷グラウンド整備工事費を追加しようとするもの。

地方債の補正では、中学校施設整備事業債を追加するとともに、消防施設整備事業債及び小学校施設整備事業債の限度額を増額しようとするもの。

論 点 補正予算の妥当性

款2 総務費

<質疑の概要>

○宝塚ガーデンフィールズ跡地利活用検討事業に関して

問1 売主である阪急電鉄(株)との協議の進捗状況は。

答1 土地利用の形が市の発展につながるものとなるよう、阪急電鉄(株)とさまざまな協議を進めている。土地の取得については、手塚治虫記念館前の約9,000平方メートルを取得したいとの意向は伝えており、阪急電鉄(株)としても条件が合えば市に譲渡するとの方向での協議を進めているが、取得価格等の条件に差があり、現在のところ合意には至っていない。

問2 基本構想の策定は本年度中にするのか。また、基本構想の内容が市にプラスと

なるものであり、取得価格がそれに見合うものであるか考える必要があるが、それぞれ同時期にできてくるのか。

答2 ガーデンフィールズは本年12月24日に閉園が発表されている。阪急電鉄(株)としては、速やかに区画整理事業の許認可を受けて、工事を行いたいとの方針であり、その時点で取得の合意に至ってなければ、阪急電鉄(株)としては厳しい状況となる。そのため、本市としては、年内に区切りを付けることを目標に交渉を進めたい。

問3 設置される道路の形状が、市民の思いが実現するかどうかのポイントになる。これから行う予定のワークショップにおいても、道路の形状による制約がかかることになる。道路についての協議の状況と道路設置の届出などの状況は。

答3 道路の計画については、阪急電鉄(株)を含む地権者の考え方を基本にし、接続する国道の管理者である、県や公安委員会の考え方、道路交通などの地域への影響、また、本市の有効な土地利用についての考え方の4つを総合的に考えながら半年間協議をしてきた。市としては理想的な形状ではないが、一定、こういう道路形態にならざるを得ないというような案が阪急電鉄(株)から示されており、開発の届も出されている。道路については地元も関心が高く、今後、説明会に参加するとともに、道路による制約があることを地元にも伝え、その中で土地利用について話し合っていきたい。

問4 住民の関心の高い事業であり、市の姿や都市の格を左右するような土地利用である。道路による制約もある中、ワークショップで何をしようとしているのか。

答4 9月に地元で説明会をし、10月以降ワークショップを3~4回実施し、意見集約をしたい。ワークショップの運営については、都市計画や土地利用に識見を持ち、ワークショップのコーディネーターの経験もある方に参加いただく予定。いろいろな意見が出ると思うが、地権者をはじめまちづくりの関係者や全市的な観点での考え方など全体を重ね合わせた方向性となるよう、制約条件等の説明もし、実効性のあるプランにつなげていきたい。

問5 開発まちづくり条例に基づき、説明会が行われているが、道路の形状について確定するのはいつになるのか。

答5 阪急電鉄(株)としては、提出した開発構想届のとおり進めていきたいとの方針である。半年間の協議において、阪急電鉄(株)の思いだけではなく、いろんな調整をした結果、客観的に見ても、そうならざるを得ない道路形状である。道路形状の大きな変更は難しいと考えており、市としては、半年間の協議の経過をわかりやすく説明し、地元の理解を得て土地利用の議論に進めたい。

問 6 新たに設置する計画の道路は、手塚治虫記念館のエントランス部分の火の鳥の像の位置を通るが、火の鳥の像はどうするのか。また、火の鳥の像は移設できる構造になっているのか。

答 6 エントランス部分について、今のイメージを変えず、魅力的に機能回復できるよう手塚プロダクションの意見も踏まえ検討したい。火の鳥の像は移設を考えており、今後、区画整理における移転補償の前段で、移設可能か検証を行うことになる。

問 7 12月の閉園に合わせて区画整理が行われるが、それに合わせて市が土地を取得するのであれば、12月定例会には土地所得に関する議案が提案されると思うが、どのような予定になっているのか。

答 7 12月に交渉の区切りをつける目標であるが、本年度の土地取得は難しい。財源の確保に努め、早くても平成26年度の土地取得になると考えている。

問 8 基本構想策定業務の対象は、取得予定の9,000平方メートルの部分のみか。

答 8 基本的には9,000平方メートルの中を考えることになるが、それだけではなく、阪急電鉄（株）等の地権者が土地利用する部分についての意見も集約して、阪急電鉄（株）に伝えたい。

問 9 阪急電鉄（株）の提示している土地価格と本市が希望する価格との差はどれくらいか。

答 9 市としては、今後も阪急電鉄（株）とともにまちの発展に取り組んでいきたいことや、多くの市民が期待している所でもあることから土地の一部の取得を希望している。阪急電鉄（株）は、時価での協力を提示しているが、阪急電鉄（株）が地域の発展に取り組んできた土地の一部を、市が取得し、引き続き地域の発展に取り組んでいきたいとのことで、価格についての協力を求めている。

問 10 区画整理の仮換地での土地取得となれば、道路部分等の減歩はされた後になるのか。

答 10 仮換地での土地は区画整理事業を実施する前の土地になるため、取得した面積から一定の率が減歩されることになる。そのため取得する土地の面積は9,000平方メートルより大きくなる。

問 11 地価の交渉結果によっては9,000平方メートルの購入は困難となるかもしれない。9,000平方メートルの土地について、ワークショップで策定した基本構想が無駄になったり、基本構想どおり実施するため、資金を追加して9,000平方メートルの土地を購入することになるかもしれない。今のタイミングで基本構

想の策定を開始する必要があるのか。

答 1 1 区画整理の事業者である阪急電鉄（株）としては、9,000 平方メートルの土地を市に売却するのか、自己の資産として活用するのが明確でない状態で事業を進めていくのは困難である。それを考えると、年内に土地取得についての大筋の協議が整わなければ、阪急電鉄（株）は、市への売却を断念する可能性もあることから、基本構想の策定を開始する必要があると考えている。

○防犯事業に関して

問 1 2 防犯カメラの設置補助については、プライバシーの問題があると思うが、個人情報保護・情報公開審議会等に諮らなくてよいのか。

答 1 2 個人情報保護・情報公開審議会は、市の所有する個人情報についての審議会であるため自治会等が管理する防犯カメラの情報については諮っていない。しかし、個人情報に関係する補助制度について意見をいただくことは可能と考える。

問 1 3 今回、市において 8 万円の防犯カメラ設置補助を新設することだが、今までも実施してきた兵庫県の同額の設置補助との関係はどうなるのか。

答 1 3 県の補助についても、本年度から本市防犯交通安全課での申請受付となっている。県の申請を優先して行い、県の補助金が受けられなかったもの等については、市の補助金で補う。

○空き家（廃屋）対策事業に関して

問 1 4 審議会条例の改正をしてまで、空き家等の適正管理に関する検討委員会を設置しなくても、職員だけでも空き家等の対策条例の検討はできるのではないのか。

答 1 4 空き家についてはいろいろな問題があり、個人の財産権にも及ぶ問題である。そういった問題を多角的に、法的な側面や構造的な部分等について、検討委員会を設置し、専門的な識見を持った委員から意見をいただきたいと考えている。

問 1 5 検討委員会では、住居だけでなく、空き店舗についても調査を行い検討をするとのことだが、空き店舗の検討も含めて、空き家等の対策条例を制定することには無理があるのではないのか。

答 1 5 今回この委員会で検討する内容については、戸建てを対象とし、空き家だけでなく、空き店舗についても対象にすべきと考えており、商店連合会や商工会議所にも協力いただきたいと考えている。自治会連合会、商店連合会、商工会議所の協力によりアンケートを実施し、それに基づき専門的な立場から意見をいただき、条例制定も視野に入れた検討をしていただく。

○文化施設管理運営事業に関して

問 1 6 文化施設管理運営事業とスポーツセンターの管理運営事業について、派遣した職員の人件費分の指定管理料が減額となっているが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 6 条の派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないという規定に抵触するのではないか。

答 1 6 同法第 6 条第 2 項に定める、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う事業等に該当するため、当該派遣職員の給与については市で負担し、その分を指定管理料から減額しているもの。

款 3 民生費

<質疑の概要>

○民間老人福祉施設整備費助成事業に関して

問 1 7 この助成事業は、小規模な施設に対してスプリンクラーの設置補助を行うものだと思うが、対象となっている 1 施設のほかに課題となっているところはあるか。

答 1 7 市内にはグループホームが 12 施設あり、既に 11 施設にはスプリンクラーが設置されているため、未設置の 1 施設について、助成を行い設置する。他に課題となっている施設はない。

○私立保育所建設等整備費助成事業に関して

問 1 8 はなみずき保育園の定員増を図られているが、どのような方法で行っているのか。

答 1 8 安心子ども基金を活用し、定員 90 人を、20 人増やし 110 人としている。また、緊急枠として 3 人を受け入れ、合計 23 人の増としている。保育室は増築ではなく、間取りの変更や食器等や午睡用のベッドの追加により対応する。

○生活保護適正実施推進事業及び生活保護受給者就労支援事業に関して

問 1 9 生活保護適正実施推進事業及び生活保護受給者就労支援事業でのアルバイト賃金の内容は。

答 1 9 生活保護適正実施推進事業では、うつ病等の精神疾患のある生活保護受給者に対し、セーフティネット補助金を活用して自立支援等を行うため、6 カ月間のアルバイト賃金を計上するもの。また、生活保護受給者就労支援事業では、現在の就労支援員 2 名に加え、より充実した体制とするため、6 カ月間のアルバイト賃金を計上するもの。

款 4 衛生費

<質疑の概要>

○がん等検診事業に関して

問 2 0 がん等検診事業 3,700 万円余減額となっているが、検診を見送った理由は。

答 2 0 平成 24 年 9 月に、国の 25 年度予算概算要求において、子宮頸がん検診と乳がん検診の対象者が拡充されたため、同様に本市においても対象を拡充し予算を計上した。ところが国の本予算では、対象者の拡充が見送られるなどし、国の補助金が見込めなくなったため、本市においても拡充を見送った。

款 7 商工費

<質疑の概要>

○宝塚歌劇 100 周年記念事業に関して

問 2 1 宝塚歌劇の貸切公演は、何回実施するのか。また、今後の計画はどのように考えているか。

答 2 1 市による貸切公演は、本年度中に 1 回実施する予定。宝塚歌劇では、来年 1 月から記念事業を行うため、歌劇での式典等を挟んだ 3 月頃に貸切公演の実施を考えている。その内容を検証し、来年度にも 1 回行いたい。

款 9 消防費

<質疑の概要>

○市庁舎火災対策事業に関して

問 2 2 危機管理啓発 DVD の作成について、他市に伝えたいメッセージはどのようなものか。

答 2 2 今回の火災事案は、市職員の誘導や庁舎の構造等により、人命への被害がなかったことから、他の自治体や防災、消防関係からも注目されている。また、偶然にも現場にフリーのカメラマンがおり、映像として記録していただいた。その記録を編集し、中間報告で検証した内容を盛り込んで今後の教訓として残したい。

問 2 3 この事件は放火事件であって、今後、不当要求行為についても検証していかなければならない。作成する DVD は、この放火事件に対する本市の考え方を示すものになると思うが、中間報告までの状態での作成でよいのか。検証委員会の最終報告が出てからでよいのではないか。

答 2 3 火災に対する注目から、早急に DVD を作成し情報提供したいと考えている。不当要求行為の検証については、慎重に取り扱わなければならないと認識しており、今後、検証委員会で詳細に検証し、年末には報告することとしている。その内容についても、何らかの形で DVD に反映できるよう検討していきたい。

問 2 4 同じような業務を行う全国の自治体職員は参考にしたい情報だと思うが、税の徴収に問題があったのではないかと考える市民もいる。そういう中でこのよう

なDVDを出すことが発表されたことに、違和感をもっている市民もいる。そのような市民の違和感を踏まえ、作成するDVDは、どのような内容になるのか。

答24 記録映像は、市民と職員が面談しているときに火炎ビンを投げたというところからスタートする。火災の発生から、避難して、非難を終えたという内容に、関係した職員のインタビュー等を組み入れる。あくまでも火災事案としてとらえたDVDとして作成したい。

問25 仮ということではあるが、タイトルの「宝塚の奇跡」となっている。市民感情からすれば、危機管理ができていなかったという意見もあり、市役所も全く責任がないとはいえない。天災のときの奇跡というものではなく、奇跡という言葉はそぐわないのではないか。

答25 同様の意見も多くあり、仮ということでタイトルを付けたが、奇跡という言葉については、他の言葉に替えていく考えで進めたい。

問26 DVD作成費用には、撮影された映像を買い取る費用は含まれているか。

答26 撮影したカメラマンからは、全て無償で使用するということについて、ご理解いただいている。

問27 行政視察や説明の対応のために作成するのではないか。また、作成したDVDはどこに配付するのか。

答27 行政視察等の対応のために作成するものではなく、行政視察等の要望があれば十分な説明を行う。宝塚市役所の建物の構造と危機的な状況の中で、職員がどう動いたかということを見ていただきたいという思いで作るもの。希望する自治体や市内の自主防災での活動や自治会の会議等の利用に対して渡していきたい。

債務負担行為補正

<質疑の概要>

○（仮称）花屋敷グラウンド整備工事費に関して

問28 平成26年度の（仮称）花屋敷グラウンド整備工事費として、5億円が債務負担行為として計上されているが、現在（仮称）花屋敷グラウンドの整備に関して、9月末の期限で設計委託をおこなっている。設計書ができていない段階で工事費を計上することはどういうことか。

答28 できるだけ早く市民に利用してもらいたいので、厳しいスケジュールではあるが、この補正予算に債務負担行為を計上させていただいた。この予算が認められれば、12月に仮契約、3月定例会で本契約の締結を審議いただき、4月から工事を行いたい。

問 29 現在示されている図面は設計委託で書かれた図面とは違うのではないか。この工事費の裏付けとなる設計書は、まだできていないのではないのか。

答 29 現在、設計委託は最終段階であり、細かい部分の設計について調整を行っている。最終的な図面は、提示したものと変わりはない。

問 30 この施設の整備については、以前から人工芝の敷設、防球ネットの設置、テニスコートの整備、駐車場の整備で 5 億円必要と想定されている。それに基づいた設計ができていないだけではないのか。この設計に、クラブハウスの整備は入っているのか。

答 30 クラブハウスは入っていない。来場者の休憩所やトイレの利用には、現在あるクラブハウスを利用することになるが、入口部分が階段であり、バリアフリー化のための改修が必要である。

自由討議

委員 A (仮称) 花屋敷グラウンドの債務負担については、設計委託が完了しておらず金額が確定していない。また、この施設整備については、今後どれくらいの予算が発生するかもわからない。一旦この件については議論を中断し、しっかりとした資料ができてから議論を再開したい。そのため(仮称)花屋敷グラウンドの整備工事費について削除する修正案を提出する。

<委員から修正案の提出(修正案の概要)>

第 3 表債務負担行為補正の(仮称)花屋敷グラウンド整備工事費限度額 5 億円については、本年度当初予算に計上した設計委託の報告書が未だに完成していない現時点において補正追加として計上すべきではない。

議論の出来る資料等の完成後でも良いのではないかと考えるため、第 3 表から(仮称)花屋敷グラウンド整備工事費の項目を削るもの。

修正案に対する質疑

<質疑の概要>

問 31 最終的な設計委託が出来ていないとのことだが、最終的な設計委託のイメージは、今委託している 9 月末で完了するものなのか、それとも、クラブハウスの改修や独身寮の解体、周辺の環境整備などを含むものなのか。

答 31 修正案の提出理由に記載の内容は、今委託している設計委託ができていないということであるが、本来であれば、クラブハウスの改修、アクセス道路の整備、独身寮の解体などを含むトータルでいくら必要なのかがわかる資料ができてから議論すべきと考える。

自由討議

委員B (仮称)花屋敷グラウンドを購入した経緯から見れば、どんどん膨らんできていると思うが、放置するのではなく、早く使えるようにしてほしいという声も多い。できることからする方法とすべて決定してからする方法とがあるのではないか。

委員C (仮称)花屋敷グラウンドについて、持っているのに使わないのはもったいないという意見もわかるし、制約があるまま整備せずに使う方法もある。5億円かけて整備することにより、どれだけ市民が使いやすくなるかはわかりにくい。予算を削ることによる影響がわかりにくいため判断ができない。全体像が見えないと議論できないこともあるが、全体像がいつできるかもわからない中その間どうするかと言うことも考えなければならない。

委員B 独身寮の解体の計画まで全部でないグラウンドも制約があるままというのももったいない。現状でどれだけ使いにくいかわからないが、市が取得した以上利用できたほうが良いとも思う。

議長 独身寮の解体が早くできることが好ましいが、今の道路状況では解体作業はできない。解体するには、隣接する北雲雀きずきの森に道路を整備しなければならないが、道路整備にも困難な要因がある。解決を待つなら、相当長期にわたってこの施設は利用できないことになる。せっかく取得したのだから、早く利用したほうがよい。近隣住民や利用者団体からも整備を要望する声もあるので、整備して利用すべきではないか。独身寮等の今後の議論については、引き続き議会で議論すればよい。

委員D 整備の要望は、地域ではなく利用する団体からのもの。取得前に現地を確認した際に、グラウンドの段差や防球ネットの必要性などはわかっていたもの。また独身寮を解体すれば、野球場とサッカー場が干渉せずに設置できる。また、NTN(株)の跡地やクリーンセンターの跡地等の利用も含めスポーツ施設や公共施設については議論すべき。

委員E 取得した施設なので、早く利用できればよいとは思いますが、売布北グラウンドが利用できるようになるなど、取得時と違ってきた状況もある。今5億円で改修しても、さらに5億円必要となることがわかっている。他にグラウンドが利用できるようになる中で、ここの整備をどんどん進めようというのはいかがでしょうか。

討 論

(修正案に反対、原案に賛成)

討論1 (仮称)花屋敷グラウンドについては、取得時に議会も賛成をしたもので、取得してよかったと思っている。今回は債務負担行為であり、具体的な内容は、今後予算化された時点で考えればよいのではないかと。債務負担行為の時点でだめだと判断をするのはどうか。行政側に一定の検討をさせ、議会で議論をして、だめだと判断するなら予算化されたものを否決すればよいのではないかと。そのため修正案には反対、原案には賛成する。

(修正案に賛成、修正案が可決した場合の残る原案には賛成)

討論2 (仮称)花屋敷グラウンドについては、今後永久にだめだというのではなく、現時点において、不確かな設計状況の中で債務負担行為を追加する必要があるかということ。12月か3月になって詳細が確定してからでもよいのではないかと。スポーツ施設を否定しているのではなく、当然スポーツ施設は必要だという認識のもとで、この変形のグラウンドの設計がよいのかどうか、一旦止めてみんな考えようということで修正案を提案している。

審 査 結 果

修正案 否決 (賛成少数 賛成2人、反対5人)

原案 可決 (賛成多数 賛成6人、反対1人)

平成25年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第94号 平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
<p>平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,384万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ248億3,989万1,000円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、後期高齢者支援金事業、介護納付金事業を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、療養給付費等負担金、過年度療養給付費等交付金精算交付金を増額しようとするもの。</p>	
論 点 1 補正予算の妥当性	
<質疑の概要>	
問1	このたび運営協議会に諮問を行ったと聞いているが、審議内容や進捗状況は。
答1	先日開催された第2回協議会では、国保の現状把握を行った。今後の運営協議会で中身を審議していく。
問2	構成員に新しく入った知識経験者とはどのような方か。
答2	社会保障を専門とされている大学の元教授。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第95号 平成25年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)	
議案の概要	
<p>平成25年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,525万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ152億2,745万円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、基金管理事業において介護給付費準備基金積立金を、償還事業において地域支援事業国庫交付金返還金の過年度分を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、介護給付費国庫負担金過年度精算分、介護給付費準備基金とりくずしをそれぞれ増額しようとするもの。</p>	
論点 1 補正予算の妥当性	
<質疑の概要>	
問1	平成26年度以降の介護給付費準備基金の推移予想は。
答1	今年度は予算ベースで準備金が1億円程しかなく、極めて厳しい状況。平成27年度には制度改正が想定されており、来年1月に国会で法案が可決されてから推移予想について精査をしたい。
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成25年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第96号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地域課題の解決の担い手である認定特定非営利活動法人等の自立的な活動を促進するため、市内に主たる事務所を有する同法人等に対する寄附金を税額控除の対象とするため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 1	寄附金税額控除の範囲について
論 点 2	地方税法改正との関係
<質疑の概要>	
問1	今回対象に追加をする寄附金について、所得税の方は税額控除と所得控除の2種類があるが、市民税はどちらで計算するのか。
答1	所得税の場合は本人が任意に選択できるが、市民税は税額控除のみとなっている。
問2	同法人等へ寄附金をした場合の計算式は。
答2	例えば1万円を寄附した場合、所得税、県民税、市民税合わせて計4千円が控除される。具体的には、1万円から2千円を差し引き、その額に所得税は40%、県民税は4%、市民税は6%を乗じた額がそれぞれ差し引かれる計算となる。
問3	対象範囲を拡大した理由と、今後の方針は。
答3	県が、同法人等に対する寄附金を追加し、控除対象寄附金の範囲の拡大を図ったため、市もそれに沿って対象を拡大した。今後対象を拡大していくべきかについては、他市の動向や拡大の効果等を見極めながら判断していきたい。
問4	小さな非営利組織でも今後対象にできる可能性はあるのか。
答4	大小関係なく、社会福祉法人、私立学校法人、公益社団・財団法人であれば概ね全て対象にできる可能性はある。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第97号 宝塚市延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>市税以外の公債権に係る延滞金について、市税に準じた取扱いとすることとし、延滞金の利率を適用する期間を改正するとともに、利率を引き下げる特例措置を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 1 条例内容と運用について	
<質疑の概要>	
問1	市税以外の公債権とは何をさすのか。
答1	分担金、使用料、加入金、手数料、過料などがある。
問2	市税以外の公債権の延滞金徴収について、条例や規則で規定されていると思うが、運用上もきちんと徴収ができているのか。
答2	平成24年度決算時において、未収額が100万円以上ある本条例の対象債権としては、保育料、生活保護返戻金、し尿処理手数料、下水道料金がある。延滞金まで求めると実納付が困難になる等の諸々の事情を考慮し、実務上は延滞金まで徴収していない。
問3	延滞金の利率の引き下げを理由に納税者に納税をお願いするというより、もっと減免制度の活用について丁寧な広報やPRをすべき。近年延滞金に対する国の考え方が、いわゆる北風政策から太陽政策に転換してきていると分析している。人員や労働コストの問題もあると思うが、もっと納税者の立場に立った丁寧な説明で納税の誤解を解いていけば、納税環境ももう少し変わってくると思うが。
答3	市民相談で、まずは納税者の担税力の有無等を丁寧に伺ってから、減免の案内をこちらから提案し、出来るだけ減免希望にそえるよう努力している。まだまだ不十分な点もあるが、今後も各債権について減免案内の広報や滞納整理方法について事例研究し、事務に反映させていきたい。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第115号 和解することについて	
議案の概要	
<p>自動車損傷事故に関して、市が被害者に対して支払った損害賠償金5万500円の負担割合を、市が5割、市から車両運行管理業務を受託している株式会社スペースアイ関西支店が5割とし、同社が市に対し2万5,250円を支払うという内容で和解をしようとするもの。</p>	
論 点 1 和解内容の妥当性	
<質疑の概要>	
問1	被害者の市民との和解は、議案として上がっていないのか。
答1	上がっていない。被害者の市民とは示談を締結し、既に損害賠償は終わっている。その支払った額について、市と共同の不法行為を行ったスペースアイとの過失責任を決める和解内容がこの議案。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成25年第3回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 請願第27号 消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出していただく請願
議案の概要 <請願の項目> 1 消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出していただくこと。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 最近の国の動向も含め、国はどういった政策をすべきであると考えているか。 答1 第一に国民の所得は減らすべきではないという考え。このまま消費税が増税されれば、所得が下がり続ける中でさらに国民負担が増え、デフレ不況が深刻になる。 問2 消費税増税は、もともと社会保障改革と抱き合わせの政策だったはず。その後社会保障改革がうまくいかず、今は補正で5兆円規模の経済対策を実施する流れになっているが、社会保障の充実策はいまだに明確になっていない。筋違いの増税であると考えてるが、どう見ているか。 答2 どう充実を図るのか全く明確になっていないと考えている。
自由討議 委員A 政府の政策の最終目標は財政再建と社会保障の充実だが、当面は財政再建の方策としての経済対策に重きを置いている。将来的には段階的に社会保障の充実を目指す方向で進めていると聞いており、来年4月の8%への増税は妥当ではないかと考える。 委員B 筋違いの増税となってきた。景気の回復も実感できないこの時点では、消費税は上げるべきではない。
討 論 (反対討論) 討論1 財政再建と社会保障の充実を最終目標に、政府も経済に悪影響を及ぼさないよう経済対策を盛り込みながら、慎重に検討している。 (賛成討論) 討論2 消費税の増税は少なくとも現時点ですべきではない。
審査結果 不採択(賛成少数 賛成2人、反対5人)